

役 員
各 団 体 様

公益財団法人 兵庫県剣道連盟
会 長 神 谷 明 文

第49回 全日本杖道大会 開催について

このたび、全日本剣道連盟からみだしの大会実施についての文書が送付されてきました。
つきましては、当連盟では下記により申込みを受付しますので、貴団体の有資格者にご周知のうえ、ご協力をお願いします。

記

1. 期 日 令和4年10月16日（日）午前9時15分 開会
受付開始 午前8時45分
2. 会 場 静岡県武道館
〒426-0067 静岡県藤枝市前島 2-10-1
☎ 054-636-2332
3. 出場選手資格等 別紙「大会要項」 参照
4. 申込方法 申込書に参加料1人4,000円を添えて、申込みください。
5. 申込期日 **令和4年 8月26日（金）必着**
6. 申込先 〒657-0838 神戸市灘区王子町1丁目2-8 虹ヶ池ハイツ 201号
公益財団法人 兵庫県剣道連盟
☎ 078-861-5145
Fax 078-802-5240

以 上

全日本剣道連盟

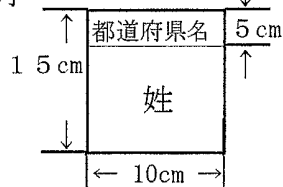
1. 趣 旨 全日本剣道連盟杖道の普及徹底を期すため、日頃の稽古の成果を競い合う大会であり、体得した技倆と気魄を助長させることにある。また各地より参集した選手の親睦を深める場とし、もって斯道のより一層の発展を期すものである。
2. 期 日 令和4年10月16日（日） 午前9時15分開会
受付開始 午前8時45分
3. 会 場 静岡県武道館
〒426-0067 静岡県藤枝市前島2-10-1 電話 054-636-2332
※交通 別紙案内図参照
4. 主 催 公益財団法人 全日本剣道連盟
5. 主 管 一般社団法人 静岡県剣道連盟
6. 出場資格 (1) 段別個人試合出場者
ア 各都道府県剣道連盟の登録会員であって、全日本剣道連盟会員規則に適合している者。
イ 本連盟杖道初段、二段、三段、四段、五段、六段、七段受有者であること。
ただし、審判員に選ばれた者は、出場できない。
- (2) 個人演武出場者(全剣連杖道の部)
各都道府県剣道連盟の登録会員であって、全日本剣道連盟会員規則に適合している者。本連盟の杖道錬士六段以上の者。
※段別個人試合および個人演武の両方に参加することができる。ただし、古流の個人演武との重複申し込みはできない。
- (3) 個人演武出場者(古流の部)
各都道府県剣道連盟の登録会員であって、全日本剣道連盟会員規則に適合している者。本連盟の杖道錬士六段以上の者。
※段別個人試合および個人演武の両方に参加することができる。ただし、全剣連杖道の個人演武との重複申し込みはできない。
- (4) 段別個人試合および個人演武参加申込者の段位基準日については、令和4年8月31日現在とする。

8. 組合せ方法 (1) 段別個人試合の組合せは、大会準備委員会において抽選を行い決定する。
- (2) 個人演武（全剣連杖道）の組合せは、申込み者の中から大会準備委員会において決定する。
9. 試合・審判
試合方法 (1) 全日本剣道連盟、杖道試合・審判規則と同細則、および別紙大会要領により行う。
- (2) 初・二・三・四・五・六・七段の7種に分け、段別個人試合（2人1組）を行う。
- (3) 試合は、トーナメント方式により行う。
10. 表彰 (1) 初段、二段、三段の上位2組に対し、優秀賞を授与する。
- (2) 四段、五段、六段、七段の1位、2位に対し、賞状および賞品を授与する。
- (3) 出場者に参加賞を贈る。
11. 安全対策 出場者は、各自十分健康管理に留意し本大会に出場すること。
出場者は、健康保険証を持参すること。
主催者において、試合実施中、傷害発生の場合は、医師または看護師により応急処置を講じ、病院等で治療を受けられるよう手配する。この場合、当日の治療費（手術、入院費は含まない）は主催者が負担する。AEDを常備する。なお、主催者は、大会中の参加者の事故に対し、（大会会場への往復途上を含む）傷害保険に加入する。
12. 個人情報等の取り扱い ※以下を申込者に周知して下さい。
申込書に記載される個人情報（登録県名、称号・段位、漢字氏名、カナ氏名、年齢、生年月日、住所、電話番号、職業等）は、全日本剣道連盟および地方代表団体（都道府県剣道連盟）が実施する本大会運営のために利用する。
なお、登録県名、氏名、年齢等の最小限の個人情報は必要の都度、目的に合わせ公表媒体（掲示用紙、ホームページ、剣窓等）に公表することがある。
更に、普及発展のためマスコミ関係者に必要な個人情報を提供することがある。
- (1) 全剣連及び報道機関等が撮影した写真が、新聞・雑誌・報告書及び関連ホームページ等で公開されることがある。
- (2) 全剣連及び報道機関等が撮影した映像が、中継・録画放映及びインターネットによる配信で公開されることがある。
- (3) 全剣連の許可を受けた者によって、撮影された写真及び映像が販売されることがある。

13. その他

- (1) 段別個人試合および個人演武出場者は、登録の都道府県名および姓を明記した名札を左胸部に付けること。

凡例



黒または紺色の剣道着の場合は、黒または紺色の布地に白字とし、白色の剣道着の場合は、白地に黒字とする。

- (2) 当日の申込み受付は行わない。
- (3) 審判会議および審判研修会 10月15日(土)
午後4時～午後5時 静岡県武道館
※審判員は、各自審判旗・白の剣道着・白の袴を持参のこと。
(名札を左胸部に付けること)
- (4) 本大会では、主催大会実施にあたっての感染拡大予防ガイドラインにより、出場および参加を認めない場合がある。
- (5) 参加者および大会関係者は、主催大会実施にあたっての感染拡大予防ガイドラインを遵守すること。また、入場時「健康記録表兼確認票」を提出すること。
- (6) 出場選手は、主催大会実施にあたっての感染拡大予防ガイドラインに従い鼻と口を確実に覆う面マスクまたはマスクを着用すること。
- (7) 今後の感染拡大の状況により、試合方法等が変更となる可能性がある。
- (8) 参加者は、放送による指示があるまで、指定された観客席で待機をお願いします。また、コロナ対策の為、不必要な館内移動も控えてください。

※ 参加者および大会関係者以外の入場は一切できません。

第49回 全日本杖道大会 「段別試合」 申込書

団体コード番号 ()

団体名

団体代表者 印

[段 の 部]

事務担当者

事務担当者電話番号

氏 名	取得年月日	生年月日	年齢	職 業

* 申込書は、各段別に作成のこと。

第 4 9 回全日本杖道大会

【個人演武（全剣連杖道の部）】申込書

団体コード番号（ ）

団体名

団体代表者 印

事務局担当者

事務担当者電話番号

登 録 連 盟	剣道連盟
氏 名	
生年月日 年齢	年 月 日生 歳
住 所	〒
称 号	士（ 年 月取得）
段 位	段（ 年 月取得）
職 業	

全日本杖道大会要領

1. 試合方法
 - (1) あらかじめ2人1組を抽選により、トーナメント方式にて、初段・二段・三段の部は準決勝まで行い、四段・五段・六段・七段の部は1位、2位を決める。
 - (2) 判定は仕・打交代して勝敗を決める。
 - (3) 2人1組の選手は、同段位とする。
2. 演武の本数と指定技
 - (1) 段別個人試合
演武本数は、各段位とも6本とし、指定技は下記のとおりとする。
初段の部 ①着 杖 ②水 月 ③引 提 ④斜 面 ⑤左 貫 ⑥物 見
二段の部 ①水 月 ②引 提 ③斜 面 ④左 貫 ⑤物 見 ⑥霞
三段の部 ①引 提 ②斜 面 ③左 貫 ④物 見 ⑤霞 ⑥太刀落
四段の部 ①斜 面 ②左 貫 ③物 見 ④霞 ⑤太刀落 ⑥雷 打
五段の部 ①左 貫 ②物 見 ③霞 ④太刀落 ⑤雷 打 ⑥正 眼
六段の部 ①物 見 ②霞 ③太刀落 ④雷 打 ⑤正 眼 ⑥乱 留
七段の部 ①霞 ②太刀落 ③雷 打 ④正 眼 ⑤乱 留 ⑥乱 合
* 初段・二段・三段の部は、決勝戦を行わない。
* 演武は、① ② ③ ④ ⑤ ⑥の順に行い、前半3本で「仕・打」交代し、後半3本を行う。※別紙審判員・試合者要領参照。
 - (2) 個人演武（全剣連杖道の部）
演武本数は、六・七・八段とも5本とし、仕・打交代せず指定技は下記のとおりとする。
共 通 ①太刀落 ②雷 打 ③正 眼 ④乱 留 ⑤乱 合
 - (3) 個人演武（古流の部）
演武本数は、六・七・八段とも5本とし、技は任意とする。
3. 審判方法
 - (1) 審判員は、3名を以って構成する。
 - (2) 勝敗は、3名の審判員の多数決による。
 - (3) 全剣連杖道「審判上の着眼点」による。
 - (4) 主審は、試合者が開始線の位置について時、「始め」と宣告して試合を開始させる。
 - (5) 試合の終了と同時に、審判員は起立し、主審の「判定」の合図により、三者同時に意思表示する。
 - (6) 主審は、「赤（白）の勝ち……勝負あり」と宣告する。
4. 服 装
 - (1) 審判員は、剣道着・袴を着用し、名札を左胸部に付けること。
 - (2) 段別個人試合および個人演武出場者は、剣道着・袴を着用し、名札を左胸部に名札を付けること。

杖道大会審判・試合者運営要領

※ コロナ渦における感染防止対策上の暫定的試合審判要領であり

下記以外は杖道試合審判規則・細則に準じて実施する。

審判員・試合者要領

正 面
審 判 長



審判員要領 1 開始時及び終了時、主審を中心に副審はそれぞれ1メートルの間隔で並ぶ。

2 主審・副審は礼の後副審は指定の位置に移動する。

3 試合者が用具を置いて開始線に着いたら主審の号令で開始する。

4 審判の合議は試合場中央相互に1メートルの距離をとって行う。

試合者要領 1 「仕・打」交代での位置移動はしない。

2 太刀・杖は指定位置（立合位置五歩後ろの右側）に膝を着いて置き主審の号令で開始する。

3 「仕・打」交代で用具の位置にさがり用具を交換して、主審の号令で試合を開始する。その時努めて相手から目を離さないことに努めること。

4 選手の入・退場

試合終了者は五歩さがり用具を保持しその位置から退場する。

終了者が退場と同時に開始線の位置に入場して相手と正対し

相手を向いたまま五歩さがり用具を置いて開始線に立つ。

5 全日本剣道連盟の感染防止ガイドラインに基づき、必ず面マスクを着装して鼻を覆うこととする。

※ 通気性の良いマスクが開発され剣道具店等で市販されている。

その他 1 太刀と杖を同時に保持する所作は制定形解説書「礼法」に準ずる

2 対戦前後の相互の座礼等は密にならない距離・間隔で行うこと

3 大会参加に当たっては相互に感染拡大予防ガイドラインを厳守して「絶対に感染者を出さない、感染しない。」の決意で臨むこと。

静岡県武道館

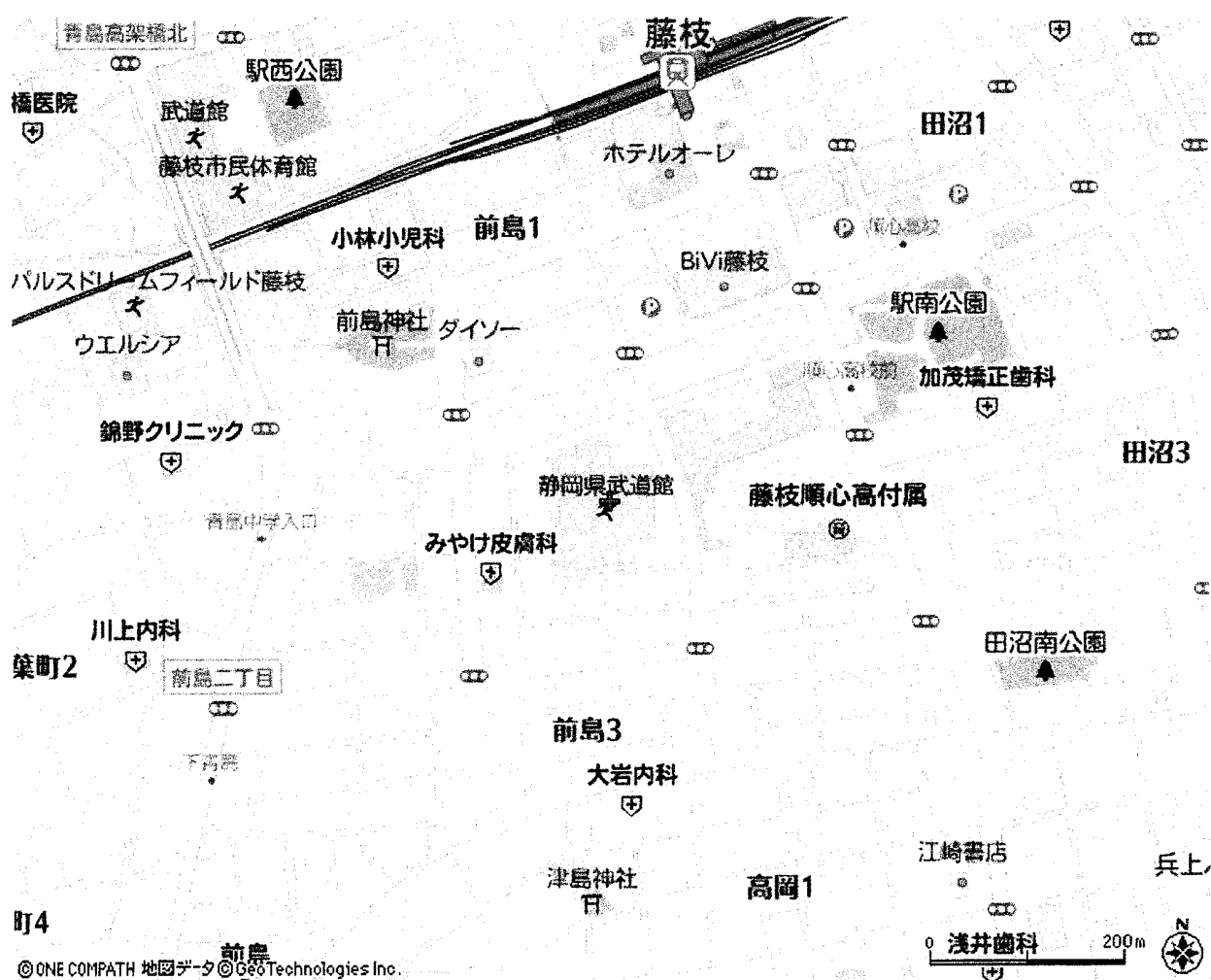
【所在地】 〒426-0067

静岡県藤枝市前島2-10-1

【電話】 054-636-2332

【交通】 徒歩 JR東海道本線 藤枝駅南口から徒歩約5分

案内図



大会等におけるビデオ撮影等について

全剣連が主催する大会、審査会、講習会及びその他の行事（以下「大会等」という。）における写真・動画の撮影及び音声の録音（以下「ビデオ撮影等」という。）並びに撮影した映像及び録音した音声（以下「撮影映像等」という。）の取扱いについては、次のとおりとするほか、各大会等の開催要項で定めるところに従うこと。

- 1 大会等の会場において、以下の条項に従って個人利用の目的でビデオ撮影等を行うことは差支えないが、営利目的又は不特定多数の者に公開若しくは頒布する目的で、これを行うことは禁止する。ただし、全剣連から許諾を得て行う場合はこの限りでない。
- 2 大会等の会場におけるビデオ撮影等は、これを禁止されていない場所で、大会等の運営を妨げないような機材、方法によることとし、他人に迷惑を及ぼさないよう配慮すること。
- 3 大会等の会場における撮影映像等及びこれらのデータについては、有償、無償にかかわらずこれを不特定多数の者に頒布したり、又はインターネット上やその他の方法でこれを公開して拡散させたりしないこと。ただし、全剣連から許諾を得て行う場合はこの限りでない。

以上

全日本杖道道大会
関係者の皆様へ

＜大会参加に関する書類の送付について＞

標記の件に付き、下記資料一式をご査収ください。

記

1. 主催大会実施にあたっての感染拡大予防ガイドライン
2. 確認票

本大会は「1. 主催大会実施にあたっての感染拡大予防ガイドライン」に準拠して開催いたします。ご自身で熟読のうえ、徹底をお願いいたします。

「2. 確認票」については10月10日より記入を開始してください。当日、受付にて回収いたします。

【連絡先】

全日本剣道連盟事務局：遠藤・新美

〒102-0074 東京都千代田区九段南 靖国九段南ビル 2 階

平日：09:30～12:15/13:15～17:30 土日祭日休業

電話：03-3234-6271 Fax：03-3234-6007

E-mail アドレス：taikai@kendo.or.jp

以上

令和4年5月27日

主催大会実施にあたっての感染拡大予防ガイドライン

公益財団法人全日本剣道連盟（以下「全剣連」）は、「対人稽古再開に関する感染予防ガイドライン」を改定し、令和2年6月21日付で「対人稽古に関するガイドライン」（以下「全剣連ガイドライン」）を制定しましたが、これに伴い「主催大会実施にあたっての感染拡大予防ガイドライン」（以下、「大会ガイドライン」）を改定しました。

大会ガイドラインは全剣連主催の大会に適用するものですが、各都道府県剣連においても、大会を実施する場合、この大会ガイドラインを参考に、地域及び各剣連の特性に合わせたガイドラインを作成し、安全な大会実施にあたるようにしてください。

なお、本ガイドラインの規定と試合・審判規則等とが抵触する場合、当面は本ガイドラインの規定を優先します。また、感染症の状況や大会会場が所在する都道府県、大会会場となる施設の方針により、逐次、大会ガイドラインの見直し等により安全性の確保を図る予定ですので、ご注意ください。

ガイドライン

【大会を開催するにあたって】

- (1) 全剣連は、公益法人として、政府・行政・各自治体の方針に基づき、剣道の特性を考慮した各種対応を実施する。
- (2) 全剣連は、開催場所が所在する都道府県等自治体及び大会会場となる施設の方針を遵守するものとする。また、自治体や施設には感染対策について事前に相談を行い、了承を得たうえで各種対応を実施する。
- (3) 全剣連は、感染症に関する専門家の意見を尊重し、十分な意見交換を行う。
- (4) 全剣連は、今後、政府や各自治体、専門家から、新しい見解が示された場合は、随時、本ガイドラインの見直しを行う。

- (5) 全剣連は、本ガイドラインの内容について、選手、関係者全員に周知し、意識・知識・行動を統一する。また、本大会の運営に関係するすべての関係者にも、理解と協力を要請する。(関係者とは出場選手付添い・出場選手関係者・審判員・役員・係員・都道府県剣道連盟関係者・全日本剣道連盟職員のことをいう。)

関係者の家族、近親者並びに雑誌、TV等報道各社の記者、スタッフにも、本ガイドラインの趣旨の徹底について、理解と協力を求める。

- (6) 選手並びに関係者は、大会ガイドラインを遵守し、安全な大会の運営に協力する。
- (7) 大会スケジュールを策定するにあたっては、入場・受付の密集を避けるため受付時間を幅広く取る、トイレ・休憩室の密集を避けるため休憩時間を長くするなど、全体として余裕を持った時間割とする。
- (8) 観戦者を入場させる場合は、人数制限等施設側の方針に従う。また、観客席を一席以上空けて使用するなど密にならないような施策を講じ、施設側の人数制限以内の自主的人数制限を設けることも検討する。観戦申し込み者に対しては、氏名、連絡先の報告を求める。

【大会を開催するにあたって】

1. 大会への出場・参加について

- (1) 以下に該当する者は出場（関係者は参加）できない。

①基礎疾患のある者

基礎疾患のある者とは、「糖尿病、心不全、慢性閉塞性肺疾患（COPD）、透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方など」をいう。

これらの者が理由あって出場（参加）する場合は、主治医の承認を得るものとする。

- ②発熱のある者（個人差があるが、一般的には 37.5 度以上ある者をいう）。

③咳・咽頭痛など風邪の様な症状がある者、その他体調がよくない者。

④同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合。

⑤過去 14 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合。

(2) 観戦者に対しても、上記(1)を遵守するようあらかじめ協力を求める。

2. 日常生活における感染予防

選手・大会に参加する関係者へは、ワクチンの3回の接種を推奨する。そして、普段の生活の中で、最大限の感染予防に努め、特に以下の点を遵守する。また、その家族、近親者においても協力を求める。

(1) 3密(密集・密閉・密接)を避ける。

(2) マスク着用や手洗い・消毒、フィジカル・ディスタンスの確保を励行する。

①選手・関係者は、常時、マスクを着用し、自分の口と鼻を守り、自身の感染と人への感染を避ける。

②マスクをあごにかけた状態(口と鼻を覆わない状態)で会話を行わない。

③屋外であっても、フィジカル・ディスタンス(できるだけ2メートル、最低1メートル以上)が確保できない場合は、必ずマスクを着用する。

④外出先から帰宅した際は、入室後すぐに洗顔・手洗い・うがいを念入りに行う。

(3) 移動時には、乗り物等の窓を開けて換気し、会話は最小限とする。

(4) 窓などの開放による室内の積極的な換気を励行する。

マイクロ飛沫が、屋内に長時間滞留することのないよう、窓やドアなどを可能な限り開放し、換気扇や扇風機等の積極的な使用により、空気が十分に流れるようにする。

(5) 健康な体を維持するため、規則正しい生活を送る。

(6) 大人数での飲食は感染リスクを伴うことからできるだけ避ける

(7) 複数での飲食の際には、距離を置くとともに通風・換気に気をつける。

(8) 体温と体調の管理、記録

- ①選手・大会に参加する関係者は、大会1週間前より毎日起床時と就寝時に、体温を計測し、管理表に記録する。管理表は、大会係員の求めに応じ大会当日に提出する。
- ②以下の症状の有無を、毎日、管理表に記録し、感染予防・健康維持に役立てる。
発熱(37.5 度以上)、咽頭痛・咳・嗅覚異常・味覚異常・強い倦怠感・その他の症状(頭痛・腹痛・下痢・嘔吐等)
- (9) 選手・大会に参加する関係者は、発熱や咳、倦怠感等の特有症状を認めた場合には、出勤(通学) 見合わせ・早退・医療機関の受診などの対応を速やかに行うこととする。
- (10) 厚生労働省の新型コロナウイルス接触確認アプリ (COCOA)を利用すること。

3. 新型コロナ感染症が疑われる場合の対応

(1) 発熱した場合

①体温が 37. 5 度以上の場合

選手、大会に参加する関係者(以下同じ)は、起床時の検温で 37.5 度以上であった場合および前述の症状が見受けられた場合には、医療機関を受診し、PCR 検査あるいは抗原検査を受検する。検査結果が陰性であれば、出場若しくは大会参加可能とする。

②37.0 度以上の体温が 2 日間続いた場合

起床時、もしくは就寝時の検温で、37.0 度から 37.4 度が 2 日連続で続いた場合も、医療機関を受診し、PCR 検査あるいは抗原検査を受検する。検査結果が陰性であれば、出場若しくは大会参加可能とする。

③大会前の 2 週間以内に 2 回陰性の場合

大会前の 2 週間以内に PCR 検査あるいは抗原検査を 2 回受検し、2 回とも検査結果が陰性の場合、37.0 度以上になっても平常範囲内であるとして、PCR 検査・抗原検査の受検は不要とし、①に該当しない限り出場若しくは大会参加可能とする。

④他の病気が明らかな場合

37.0 度以上であって、既往歴等より他の病気の可能性が高い場合は、まず掛かりつけの病院を受診し、発熱の原因が明確な場合は、P C R検査・抗原検査は不要とし、出場若しくは大会参加可能とする。

⑤原因が断定できない場合は、P C R検査あるいは抗原検査を受検し、検査結果が陰性の場合、出場若しくは大会参加可能とする。

(2) 選手・関係者が罹患もしくは罹患疑いと診断された場合の対応

①医師より罹患もしくは罹患疑いと診断された場合は、医師・保健所の指示に従って対応する。

②罹患もしくは罹患疑いと診断された選手・関係者は全剣連事務局へ至急連絡し、連盟は感染症の専門家に相談し、指示を仰ぐ。

③罹患もしくは罹患疑いと診断された選手・関係者は基本的には来場禁止とするが、P C R検査または抗原検査において、2回続けて陰性の判定が出たことを確認した場合は来場を許可する。

(3) 同居の家族等が罹患もしくは罹患疑いと診断された場合の対応

①保健所により、選手・関係者が同居家族や同僚等、感染者の濃厚接触者と判断された場合は、保健所の指示に従う。

②当該者が濃厚接触者ではないと判断された場合は、対象となる同居家族等は入院あるいは宿泊施設へ移動し、当人とは居住を別にする。

③当該者が濃厚接触者ではないと判断された場合も、当人のP C R検査または抗原検査を行い、陽性の場合には前述①の対応を行う。

4. 直前検査について（出場選手のみ）

(1) 検査の実施

① 全剣連が指定する大会については全剣連が指定した方法によって検査を受けること。

詳細は大会ごとの「検査実施要領」を参照

5. 大会開催時の主催者による感染予防対策（大会前日を含む）

(1) 選手・関係者の入場・受付

①選手・関係者に、大会参加及び会場入場に当たって、受付を行い、確認票を確認する。なお、受付は、ロビー等可能な限り広い場所で行う。

②入場者には必ずマスクを着用させる。

- ③会場入口にて検温を実施し 37.5 度以上あるものは入場させない。
- ④会場入口に消毒液を設置し、入場時に消毒を徹底させる。
- ⑤入場口を広くしたり、多数の係員を配置したりするなど、選手並びに関係者や観戦者が施設に入場する時、行列にならないよう配慮する。

(2) 大会会場の換気および空調の対策

- ①ドアは可能な限り開放し風通しを確保する。
- ②外気からの風通しを十分に確保できない箇所は、空調の強化のほか、換気扇や送風機等の積極的な使用により、空気が十分に流れるような対策を実施する。

(3) 更衣室・待機場所ほか控室・トイレなどの環境整備

- ①更衣室・控室はスペースを確保し、間接的な接触を解消できるようにする。
- ②更衣室・控室は、できるだけ向かい合う2つのドアや窓を開け、風通しを確保する。
- ③トイレには消毒液・ペーパータオルを設置する。
- ④待機場所では、選手がフィジカル・ディスタンスを保てるよう座席の間隔をとり、かつ選手の座席を指定する。
- ⑤選手・関係者は、会場内でも、手洗い、うがい、アルコールによる除菌消毒に努める。また、トイレはふたを閉めてから流す。
- ⑥手洗い、うがいの場所をなるべく多く確保し、可能な限り多くの場所にアルコール消毒液等を配置する。
- ⑦観覧席及び更衣室利用にあたっては、施設側の利用制限措置に従う。
- ⑧選手の食事のために、専用スペースを設ける。食事は同一方向を向いて行うようなレイアウトとする。審判・係員の食事も同様とする。選手関係者・都道府県剣連関係者の食事も専用スペースを設け、相互に十分な距離がとれるように食事場所の指定を行う。
- ⑨選手が面を着脱する際の畳は、当該選手が面を取り外した後、毎回消毒する。
- ⑩マイクは、使用する度に毎回消毒する。

(4) 竹刀検査

- ①検査会場の通風・換気を行う。
- ②検査員はマスクと使い捨て手袋を着用する。
- ③検査→退場のルートを一方通行にする等工夫する。
- ④待機時に間隔をとる。

(5) 打ち合わせ

①審判・選手（監督）打ち合わせ

打ち合わせの際は審判・選手（監督）の席を指定する。

②その他会議や打ち合わせ

（ア）参加者全員のマスク着用を徹底する。

（イ）できる限り風通しのよい場所で、窓やドアの開放および扇風機の併用により換気を確保し、適切な参加人数、互い違いに座るなど相互の距離（1メートル以上）に十分に配慮するとともに、終了後の清掃と消毒を徹底する。

6. その他の注意

- （1）時間に余裕を持って行動するように求める。
- （2）係員は選手と必要以上に接触しないようにさせる。
- （3）役員・審判員・係員はマスクを着用する。（フェイスシールドの着用義務はなし）
- （4）備品の共有は行わない。
- （5）やむを得ず備品を共有する場合は、消毒して使用する。

7. 取材対応について

（1）事前申請

当日、取材を希望する報道関係者は事前に全日本剣道連盟へ申請する。
申請を受けた報道関係者にはパスを発行し、パスを持っていなければ原則入場は認めない。

（2）体温記録

会場取材する記者等報道スタッフに対し、開催 1 週間前から体温を記録するなど、選手、関係者と同様の対応を行うなど大会の安全な運営に協力を求める。

(3) 記者の導線

記者の導線は選手と交わらないように設定し、可能であれば取材可能エリアを設ける。

- (4) 取材時は記者の人数を絞り、選手らとともにマスクを着用した上で、取材を行う。両者の間の距離を2メートル以上空け、可能であれば間に透明シート等を設置する。

【大会時の選手（付添い含む）の心得】

1. 大会期間中の注意

- (1) 不要な外出はしない。
- (2) 食事は、「2. 日常生活における感染予防」に従って行う。
- (3) ホテルでは部屋の換気を行う。

2. 大会期間中の移動

- (1) 徒歩や車中を問わず、移動中はマスクを常時着用し、移動前後には必ず手洗いと手指の消毒、うがいを実施する
- (2) 会場への往復時は極力立ち寄らず、飲食物を購入する際は短時間で行う。
- (3) 電車・バスを利用する場合は、最低、こぶし大、窓を開け、換気を行う。また、会話は最小限にとどめる。
- (4) タクシー、自家用車を利用する場合も、最低、こぶし大、窓を開け、換気を行い、会話は最小限にとどめる。

3. 大会当日の注意

- (1) 起床時、体温測定（起床時）と次の体調確認を行う。
咽頭痛、咳、嗅覚異常、味覚異常、強い倦怠感、その他の症状(頭痛・腹痛・下痢・嘔吐等)
- (2) 確認票に、氏名、住所、連絡先電話番号及び当日の体温を記録し、大会会場に持参する。
- (3) 施設に入場後、受付を行い、受付で持参した確認票を提出する。受付終了者は、指定された場所に移動し、待機する。
- (4) 更衣は可能な限りホテルで更衣する。

- (5) 更衣室は更衣のみとし、密を避けるために更衣が終わったら速やかに退出する。
- (6) 待機場所
 - ①試合時以外は指定された場所にて待機する。
 - ②基本的には試合場との移動のみとし、不必要に動かない。
- (7) 食事について
 - ①指定された場所以外で食事しない。
 - ②食事する際、マスクを外すのは最低限のみとし、会話は行わない。
- (8) 面マスク及びいわゆる家庭用マスクを持参する。試合時には面マスク、それ以外（開閉会式中、試合開始までの待機中等）は家庭用マスクの着用を前提としている。試合時以外でも面マスクを着用する予定の選手は、面マスクのみの持参で可。
- (9) 会場内では、決められた導線のみを通行する。
- (10) 必要以上に他人と接触しない。
- (11) 時間に余裕を持って行動する。

4. 試合中の注意

- (1) 面マスク、シールド着用（マスクは口と鼻を確実に覆うものとし、持病等により鼻を出す必要がある場合は申請をすること。シールドは口元を覆うものとし、形状の指定はしない）

5. 観戦者への注意

- (1) 観戦者に、会場内で常時マスクを着用するよう協力を求める。
- (2) 声援は、飛沫感染や濃厚接触の恐れがあるため、禁止する。

【暫定的な試合・審判の方法】

- (1) 新型コロナウイルス感染症が収束するまでは暫定的な試合・審判法を感染状況等踏まえながら大会実施要項に定める。
- (2) 試合時間の短縮、延長戦は区切って行い休憩を取り入れる等、マスク着用による熱中症対策を積極的に取り入れる。
- (3) 審判員の試合場への入退場の際は、1メートル以上の間隔を空けて行ない、副審は試合開始線の外側を通り定位置まで進む。
- (4) 合議は1メートル以上の間隔を空けて行う。

- (5) 試合終了後に当該試合の反省を行う場合は、1メートル以上の間隔を空ける。
- (6) 審判員は、試合時マスク（白色）を着用する。また、各自の審判旗を持参して使用する。各試合会場の審判員控席にアルコール消毒液等を設置し、手指消毒を行う。

【大会終了後について】

1. 大会に参加した選手・関係者が罹患と診断された場合の報告と対応
 - (1) 大会終了後、2週間以内に医師により罹患と診断された場合は、医師・保健所の指示に従って対応し、全剣連事務局へ至急連絡する。
 - (2) 新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）の陽性者登録を行う。
 - (3) 全剣連は感染症の専門家に相談し、指示を仰ぐ。

以上

令和2年8月27日制定

令和3年8月2日改定

令和4年5月27日一部改定

健康記録表兼確認票

登録都道府県名（ ）

氏名（ ） 年齢（ ） 緊急時連絡先電話番号（ ）

	体温		体調	朝食 何処で 誰と	昼食 何処で 誰と	夕食 何処で 誰と
	朝	晩				
10/10 (月)						
10/11 (火)						
10/12 (水)						
10/13 (木)						
10/14 (金)						
10/15 (土)						
10/16 (日)						

この表に記入いただいた全ての情報はCovid-19感染予防の目的以外の使用はせず、厳重に取扱いいたします。
ワクチン接種についての回答は任意です。

既往症確認と同様、行事内で感染が確認された場合のリスク管理のために確認しております。

ワクチン接種について(右のいずれかに○をして下さい) 2回以上済み 1回のみ済み していない

1回目ワクチン接種をした日 月 日

2回目ワクチン接種をした日 月 日

3回目ワクチン接種をした日 月 日

※体調欄には、発熱(37.5℃以上)・咽頭痛・咳・嗅覚異常・味覚異常・強い倦怠感・その他の症状(頭痛・腹痛・下痢・嘔吐等)があれば記入する

※緊急時連絡先電話番号はご家族とご連絡が取れる番号をご記入ください